

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 25. 4. 11 第 183 回国会第 8 号

4 月 11 日（木）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 ①公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 5 名提出、衆法第 3 号）

②公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外 5 名提出、衆法第 1 号）

- ・提出者逢沢一郎君（自民）、橋本岳君（自民）、浦野靖人君（維新）、佐藤茂樹君（公明）、遠山清彦君（公明）、奥野総一郎君（民主）、田嶋要君（民主）及び井坂信彦君（みんな）並びに政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ふくだ峰之君外 2 名（自民、維新、公明）提出の①に対する修正案について、提出者佐藤茂樹君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・佐々木憲昭君（共産）提出の①に対する修正案について、提出者佐々木憲昭君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
- ・両案及び両修正案に対し、後藤祐一君（民主）及び佐々木憲昭君（共産）が討論を行いました。
- ・②について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－民主、みんな 反対－自民、維新、公明、共産、生活）
- ・①に対する佐々木憲昭君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－共産 反対－自民、民主、維新、公明、みんな、生活）
- ・①に対するふくだ峰之君外 2 名（自民、維新、公明）提出の修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）
- ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）
- ・①に対し石原宏高君外 4 名（自民、民主、維新、公明、みんな）から提出された附帯決議案について、石原宏高君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

宮内 秀 樹君（自民）

- ・プロバイダ等が情報発信者に対する削除照会に係る申出期限を 2 日間としているが、選挙期日直前に削除の申出があった場合には削除が選挙期日までに間に合わないのではないかとの考えに対する①の法律案（以下「自民・維新・公明案」という。）の提出者の見解を伺いたい。
- ・自民・維新・公明案の施行期日及び適用となる選挙について提出者に伺いたい。

伊 藤 渉君（公明）

- ・第三者が、選挙運動用のホームページにリンクする「QRコード」や「URL」を記載した電子メールを送信した場合、この電子メールが選挙運動用電子メールに

含まれることとなるのか自民・維新・公明案の提出者及び総務省の見解を伺いたい。

- ・衆議院比例代表選挙における重複立候補者を除く衆議院名簿登載者に、インターネットを利用する選挙運動を解禁する場合、選挙運動費用の総額など外形的な制限を検討する必要があると考えるが自民・維新・公明案の提出者の見解を伺いたい。

泉 健 太君（民主）

- ・秘書が候補者等からの包括的な業務指示に基づき行う行為はなりすましとなるのか自民・維新・公明案の提出者に伺いたい。
- ・自民・維新・公明案において認められる有料バナー広告の記載内容について提出者の見解を伺いたい。

丸山穂高君（維新）

- ・両案とも電子メールとソーシャルネットワークサービスとを区分しているが、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービスの内部通信でショートメールサービス（SMS）又はSMTP方式による通信を用いていた場合にはどのような取扱いになるのか、両案の提出者の見解を伺いたい。
- ・政見放送をウェブサイトにアップロードすることができない理由について文化庁の見解を伺いたい。また、第16回統一地方選挙において動画投稿サイトにアップロードされていた動画の削除の要求が東京都選挙管理委員会からなされたが、文書図画の問題なのか著作権の問題なのか、総務省の見解を伺いたい。

井出庸生君（みんな）

- ・7月21日に第23回参議院議員通常選挙が行われ、その選挙でインターネットを利用する選挙運動を解禁するような場合、周知や啓発活動等についての具体的なスケジュール等についての総務省の見解を伺いたい。
- ・第23回参議院議員通常選挙後にインターネットを利用する選挙運動を実施した後の検証を行う場合、具体的に検証するポイントや誰が検証を行うかについての両案の提出者の見解を伺いたい。

佐々木憲昭君（共産）

- ・一般的に、ウェブサイトは衆人環視が働きやすいこと、ソーシャルネットワークサービスは相互でのやり取りが中心であること、電子メールは密室性が高く一方的に送信できること等の特徴があるとされているが、企業にインターネットを利用する選挙運動を解禁した場合、電子メールの解禁とウェブサイトの解禁で選挙への影響力に差が出ると思うが、自民・維新・公明案の提出者の見解を伺いたい。
- ・インターネットを利用する選挙運動を解禁することについて国民に周知徹底・啓発することが特に重要であると考えているが、両案の提出者の見解を伺いたい。

玉城デニー君（生活）

- ・インターネットを利用する選挙運動の解禁はビジュアル面等での可能性とともに懸念もあると考えるが、選挙期間中に一般有権者が候補者を撮影し動画投稿サイトに投稿することは可能なのか、自民・維新・公明案の提出者に見解を伺いたい。
- ・インターネットを利用する選挙運動の解禁により、個人情報保護や法令遵守の必要性が高まると考えるが、選挙事務所ごとにそれらの責任を担う「情報管理責任者」等の配置を法令で規定する必要性についての両案の提出者の見解を伺いたい。

2 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件（衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」）

- ・参考人村松岐夫君から衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」についての説明を聴取しました。
- ・参考人に対し委員長が委員会を代表して質疑を行いました。
（参考人）衆議院議員選挙区画定審議会会長 村松岐夫君
衆議院議員選挙区画定審議会会長代理 吉田弘正君

（質疑者及び主な質疑内容）

委員長 保岡興治君

- ・今回の区割り改定は、いわゆる「緊急是正法」において衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）の行う改定案作成の具体的な基準が定められ、見直しの対象となる選挙区も限られていたことから、改定作業にはそれほど時間を要することなく勧告が行われることも想定されたが、審議会は、どのような手順で改定作業を行い、また、どのような議論がなされたのか、村松参考人に伺いたい。

- ・今回の勧告で、選挙区間の最大人口較差は、現在の2.524倍から1.998倍に縮小したが、1.998倍は非常に2倍に近い数字であり、また、1.9倍を超える選挙区は23選挙区ある。一部の報道によれば、一票の較差がすでに実態として2倍を超える選挙区があるともいわれており、地方における人口減少が顕著であるという昨今の人口動向も考えた場合、今後、2倍を超える選挙区が増えることが予想されるが、審議会としては今回の区割り改定をどのように自己評価するか、村松参考人に伺いたい。